

2003年6月20日

株式会社リコー  
広報部  
東京都港区南青山1-15-5  
リコービル 〒107-8544  
Tel: (03)5411-4511(直通)  
Fax: (03)3403-1578  
URL: <http://www.ricoh.co.jp/>

## リコー、紙製品に関する環境規定を制定

株式会社リコー(社長:桜井正光)は、「リコー及びリコーファミリーブランド紙製品(PPC用紙、感熱紙など、並びに、取り扱い説明書・包装材・緩衝材などのリコー及びリコーファミリーブランド製品に付随するもので木材を原料とするもの)に関する規定」を制定し、本日付でその運用を開始いたしました。

リコーグループでは、従来からグリーン調達を推進してまいりました。その活動の第一ステップとして仕入先様にISO14001の取得、または、当社のグリーン調達ガイドラインに則った環境マネジメントシステムの構築を支援してまいりました。その結果、2003年3月までに全世界の主要仕入先様に環境マネジメントシステムを構築していただきました。また、2002年7月には環境負荷の少ない原材料・部品を調達するためにグリーン調達基準を策定いたしました。

さらにこの度、リコーグループが販売する紙製品やリコー製品に同梱するマニュアル類・包装材の原料の仕入先様につきましても、標記の規定を制定し、仕入先様がリコーに供給する製品、および、仕入先様の企業活動のいずれにおいてもリコーが定義する「保護価値の高い森林」(オールドグロス林<sup>\*1</sup>、原生林<sup>\*2</sup>、もしくは絶滅危惧種の生物が生息する自然林<sup>\*3</sup>など)の保護をお願いいたします。今後は制定した規定に従い、以下の手順でお取引の継続・停止等を決定させていただきます。

(1) 初めてお取引する仕入先様に対しましては、次の手順でお取引を決定させていただきます。

仕入先様がリコーに供給する製品や仕入先様の企業活動が、リコーグループの要求する項目を満たしているかどうかを、仕入先様ご自身でご確認いただき、リコーグループに文書をご提出いただきます。

仕入先様に提出いただいた文書に基づき、今回制定した基準に合致している場合には、お取引が可能と判断し、お取引を開始させていただきます。

お取引開始後も、定期的に仕入先様の活動をご報告いただき、リコーグループの要求する項目が引き続き守られているかどうかを確認させていただきます。

(2) すでにお取引のある仕入先様に対しましては、以下の手順でお取引の継続・停止を決定させていただきます。

仕入先様がリコーに供給する原材料や仕入先様の企業活動が、リコーグループの要求する項目を満たしているかどうかを、仕入先様ご自身でご確認いただき、リコーグループに文書をご提出いただきます。

仕入先様に提出いただいた文書に基づき、今回制定した基準に合致した場合には、お取引を継続いたします。

仕入先様に提出いただいた文書から、仕入先様が明らかにリコーグループの要求する項目を満たしていない場合、仕入先様に、一定期間内に今回制定した基準に合致するよう改善をお願いいたします。

改善されたか否かの判断にあたっては、リコーグループが収集した情報のほかに、必要に応じてリコーが第三者機関を選定し、選定した第三者機関からの情報も併せ判断いたします。その結果、期間内に改善が見られない場合にはそれ以降のお取引を停止させていただきます。

お取引継続の場合も、定期的に仕入先様の活動をご報告いただき、リコーグループの要求する項目が引き続き守られているかどうかを確認いたします。

## < 注釈 >

\*1: オールドグロス林

樹齢200年から1000年の樹木が大勢を占める生態系として成熟した森林（原生林とほぼ同意語）。最も生態系の豊かな森林といわれている。

\*2: 原生林

自然のままに人手が加えられていない森林。

\*3: 自然林

主として自然の力によって作られた森林。原生林と二次林(その土地本来の自然植生が、災害や人為伐採によって破壊された後に発達した森林)が含まれる。

本件に関するお問い合わせ先

---

報道関係のお問い合わせ先

株式会社リコー 広報部 ☎03-5411-4511(直)

お客様のお問い合わせ先

株式会社リコー 社会環境本部 ☎03-5411-4678(直)